



建設リサイクル法について

三重県 県土整備部技術管理課

目 次

1. 建設リサイクル法とは
2. 建設リサイクル法の標準的な手続きの流れ
3. 建設リサイクル法に係るよくある質問について
4. ホームページの紹介

1. 建設リサイクル法とは

建設リサイクル法とは・・・

この法律の正式名称は、「**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律**」といい、建設工事において、**資源の有効な利用の確保および廃棄物の適正処理を図るため**、平成14年5月30日から施行されています。

建設リサイクル法の主な内容は、以下の3点となります。

- ① 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け
- ② 届出・契約等の手続の義務付け
- ③ 解体工事業者の登録

1. 建設リサイクル法とは

① 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事または特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の建設工事については、現場で分別解体することが義務付けられています。

さらに、分別解体することによって生じた特定建設資材の廃棄物について、再資源化等が義務付けられています。

● 特定建設資材とは・・・

特定建設資材

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③木材
- ④アスファルトコンクリート

● 一定規模以上の建設工事とは・・・

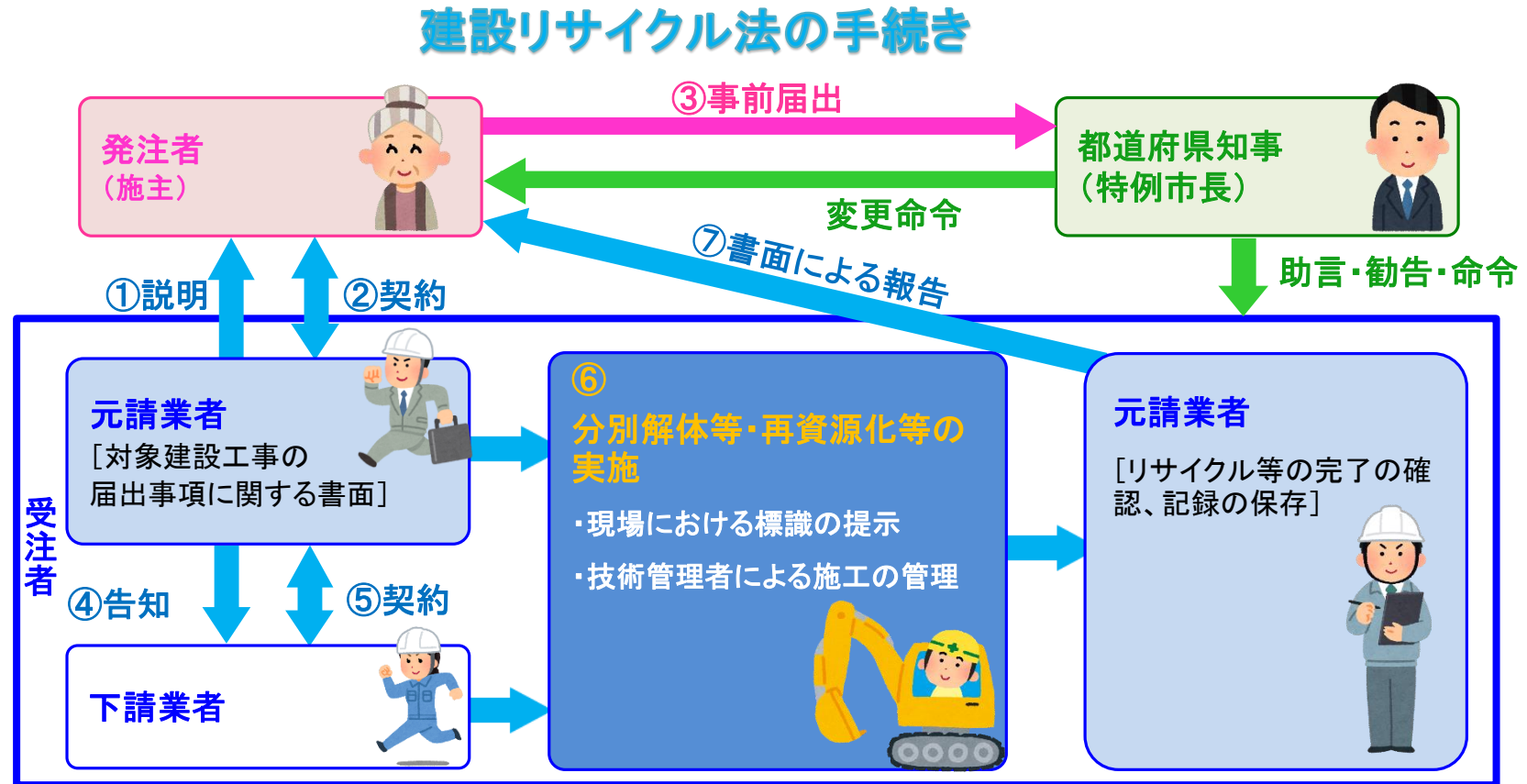
一定規模以上の建設工事(対象建設工事)

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80㎡
建築物の新築・増築	延床面積 500㎡
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負金額 1億円
建築物以外の工事(土木工事等)	請負金額 500万円

1. 建設リサイクル法とは

② 届出・契約等の手続の義務付け

発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、県知事等による助言、勧告、命令等により、適切な分別解体及び再資源化の実施を確保する手続きを行わなければなりません。



1. 建設リサイクル法とは

③ 解体工事業者の登録

建設リサイクル法により、分別解体等の施工技術を確保し、不良・不適格解体業者を排除するために、解体工事業の都道府県知事の登録が義務付けられています。

建設業の許可を必要としない軽微な工事(請負金額が、建築一式工事の場合は1,500万円未満、それ以外の工事については500万円未満の工事)に該当する解体工事を請け負おうとする場合に、解体工事業を行おうとする区域を管轄する知事の解体工事業者の登録を受けなければなりません。

また、登録にあたっては、技術管理者が選任されていることが必要です。

● 建物解体工事に必要な資格

請負金額が500万以上の建物解体工事	解体工事業の許可(建設業法)
請負金額が500万未満の建物解体工事	土木工事業又は、建築工事業又は、解体工事業の許可(建設業法) 管轄する都道府県で解体工事業の登録(建設リサイクル法)

● 解体工事業登録の申請の窓口

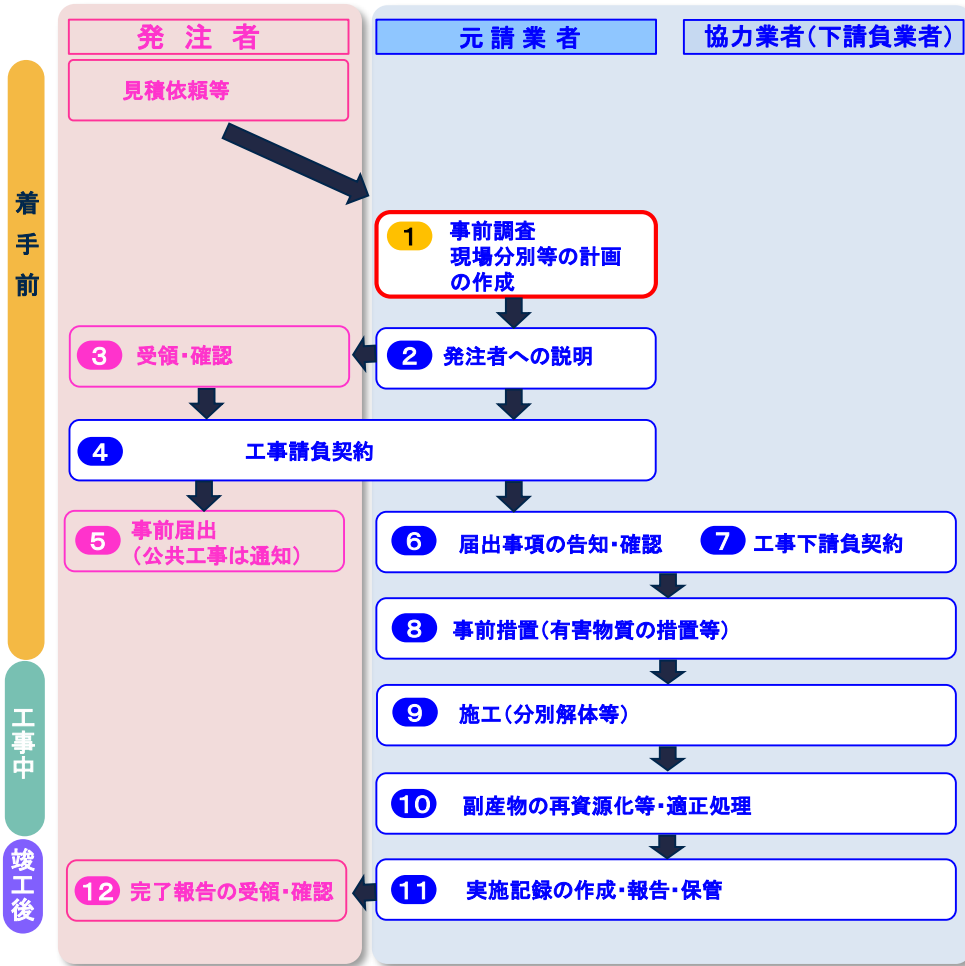
登録申請者	① 三重県内に本社をおく者	県 建設事務所 総務・管理室 総務課 又は総務・管理・建築室 総務課
	② ①以外の者	県土整備部 建設業課



登録を受けないで解体工事業を営んだ者: **一年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

2. 建設リサイクル法の標準的な手続きの流れ

建設リサイクル法の標準的な手続きフロー



① 事前調査・現場分別等の計画の作成

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、対象建築物等についての調査を実施し、「分別解体等の計画等」を作成しなければなりません。
(建リ法第9条第1項、同第2項、建リ法施行規則第2条第1項1号、同2号)

分別解体等の計画等(建築物に係る解体工事)

別表1 分別解体等の計画等		(A4)	
		建築物に係る解体工事	
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果	築年数 年、棟数 棟 その他()		
周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容		
作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	残存物品 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 特定建設資材への付着 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 関係 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 フロン(フロン(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
工種	建築設備・内装材等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②屋根ふき材 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③外装材・上部構造部分 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④基礎・基礎ぐい <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤その他()	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 工種の工程の順序 <input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 その他の理由()	備考欄に、特定建設資材廃棄物別に搬入を予定している再資源化等を行う事業者名を記入してください。「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する要綱(三重県R3. 4月)
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	トン	発生が見込まれる部分(注) ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>	
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	トン	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>	
備考			

「分別解体等の計画等」について

分別解体等の計画等は別表1「建築物に係る解体工事」、別表2「建築物に係る新築工事等」、別表3「建築物以外のもに係る解体工事または新築工事」があります。工事の種類に応じた法定様式を参照してください。(法定様式は三重県のホームページからダウンロードできます。)

石綿(アスベスト)・フロンが使用されている場合は『有』にチェックを入れてください。

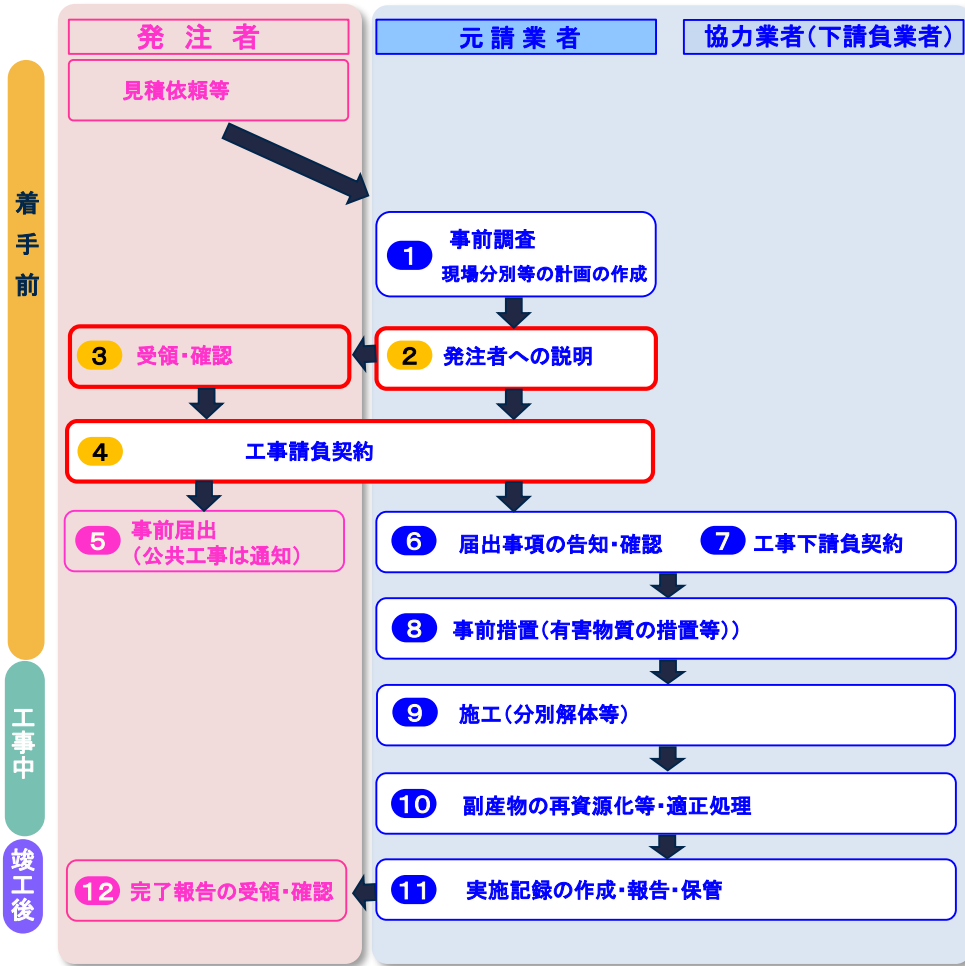
備考欄に、特定建設資材廃棄物別に搬入を予定している再資源化等を行う事業者名を記入してください。「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する要綱(三重県R3. 4月)

分別解体等の計画等の記入例など詳しくは「マンガでよくわかる！解体工事(元請編)」P9を参照してください。

マンガでよくわかる解体工事(元請編)P8

2. 建設リサイクル法の標準的な手続きの流れ

建設リサイクル法の標準的な手続きフロー



② 発注者への説明 ③ 受領・確認

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、元請業者は届出に係る事項について発注者へ書面で説明しなければなりません。
(建リ法第12条)

建設リサイクル法では、対象建設工事の事前届出は、発注者に義務付けられていますが、実際に分別解体等を実施するのは、工事の元請業者です。分別解体等が適正に実施されるためには、発注者の届出の内容と発注者・元請業者間の請負契約の内容が一致していることが必要となります。
このため、元請業者は、作成した「分別解体等の計画等」に基づき、届出事項について書面で説明しなければなりません。
発注者はそれを受領・確認する必要があります。

④ 工事請負契約

建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際は、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。
(建リ法第13条、分別解体等省令第4条)

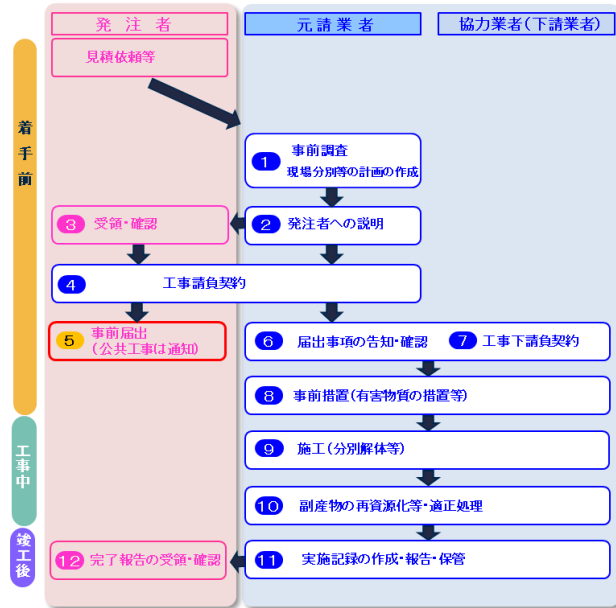
- 契約書記載事項
- ① 分別解体等の方法
 - ② 解体工事に要する費用
 - ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - ④ 再資源化等に要する費用

マンガでよくわかる解体工事(元請編)P15




2. 建設リサイクル法の標準的な手続きの流れ

建設リサイクル法の標準的な手続きフロー



⑤ 事前届出

- いつ?** 工事に着手する日の**7日前**までに届出書の提出
- 誰が?** 発注者(受注者は、業として行わないのであれば、代理、代行できる)
- どこに?** 県の建設事務所または、市の届出窓口
- 何を?** 届出書・分別解体等の計画等・添付資料を提出

 届出をせず、または虚偽の届出をした者: **20万円以下の罰金**

●届出窓口

建築物	① 津市、四日市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市内	当該市役所 担当課
	② ①以外の地域 伊賀市、名張市、亀山市内の4号建築物が対象の場合	県建設事務所 建築開発室、又は 総務・管理・建築室 建築開発課 当該市役所 担当課 (ただし、県の許可を必要とする建築物を除く)
建築物以外	① 津市、四日市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市内	当該市役所 担当課
	② ①以外の地域	県建設事務所 事業推進室 工事統括課

●届出に必要な書類

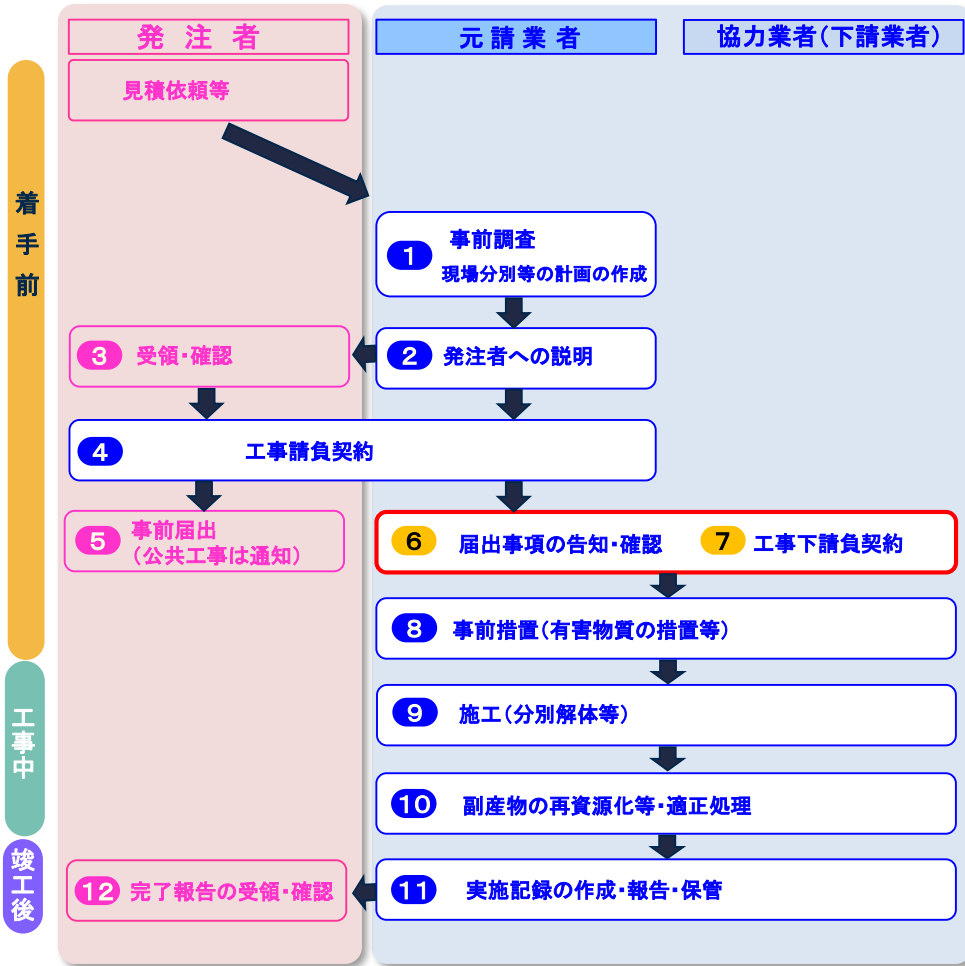
書類名	説明
①届出書	省令様式(国の様式)
②別表1~3のうちいずれか	省令様式(国の様式) ※工事種別により対応する別表を添付 ・解体工事 → 別表1 ・新築等工事 → 別表2 ・建築物以外の工事 → 別表3
③案内図	工事現場が特定できる地図 (工事現場を赤色で明示)
④設計図等	a.かb.のうちいずれかの図書 a.配置図、2面以上の立面図、各階平面図 b.建築物の状況が分かる2面以上のカラー写真
⑤工事の概略工程表	届出書5欄に記入できない場合(様式は任意)
⑥委任状	届出を委任する場合は必要(要綱にて様式を規定)

マンガでよくわかる解体工事
(元請編)P16



2. 建設リサイクル法の標準的な手続きの流れ

建設リサイクル法の標準的な手続きフロー



⑥ 届出事項の告知・確認 ⑦ 工事下請負契約

建設リサイクル法の対象建設工事の下請契約を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について、告知しなければなりません。(建リ法第12条第2項)
また、当該下請負契約の際には、分別解体・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。(建リ法第13条、分別解体等省令第4条)

下請業者が適切な見積や適正な施工を行うためには、**発注者**が届出た分別解体等の方法を理解していなければなりません。
そのため、対象建設工事の**元請業者**は、**届出事項について、下請業者へ告知**しなければなりません。
また、下請負契約では、**発注者と元請業者との契約と同様に以下の①～④の内容を契約書面に記載する必要があります。**

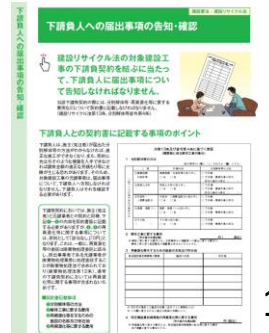
■ 契約書記載事項

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

● 下請契約書記載事項の留意点

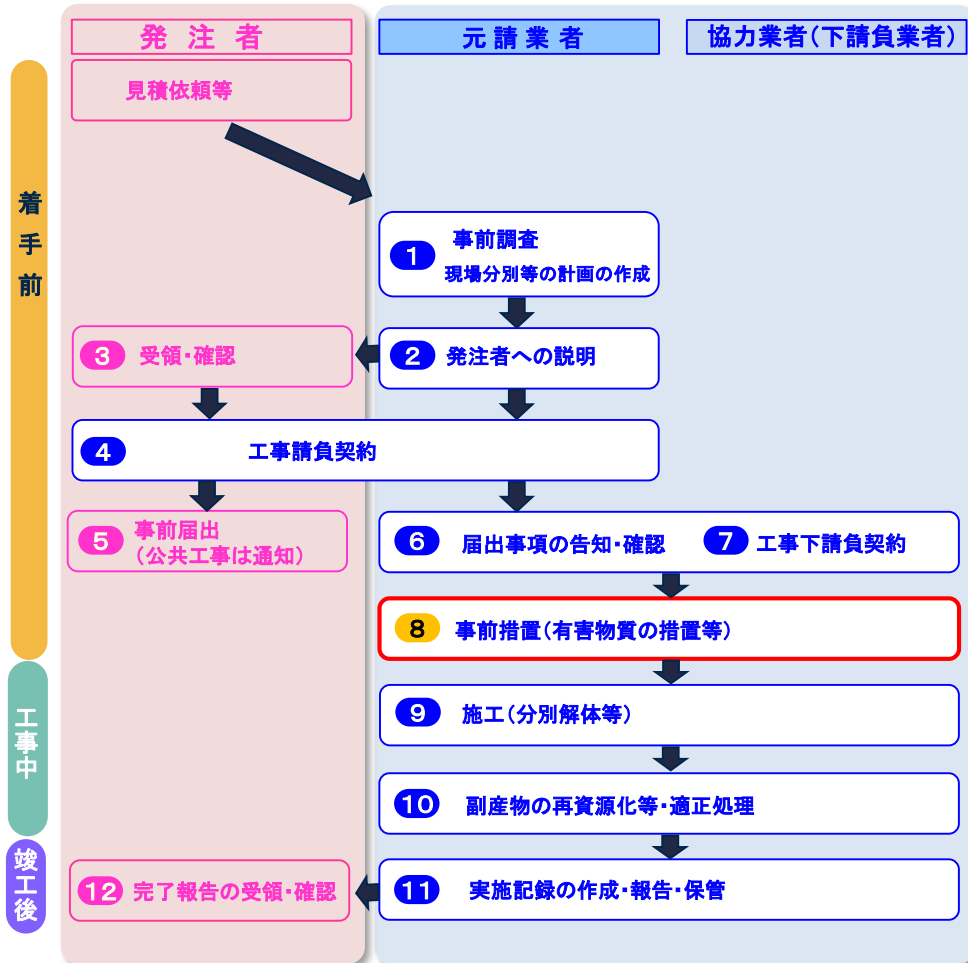
③、④の再資源化等に関する施設名称や費用については、原則として「該当なし」、「0円」となります。これは、一般に再資源化等の委託は廃棄物処理委託に該当し、排出事業者である元請業者が廃棄物処理業者に処理委託することが廃棄物処理法で求められており(廃掃法第12条)、通常の下請負契約においては再資源化等に関する事項が含まれないためです。

マンガでよくわかる解体工事 (元請編) P19



2. 建設リサイクル法の標準的な手続きの流れ

建設リサイクル法の標準的な手続きフロー



⑧ 事前措置(有害物質の措置等)

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、分別解体等の計画等に
従い、分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じなければなり
ません。
(建リ法第9条第2項、建リ法施行規則第2条第1項3号)

分別解体等の実施の前に、分別解体等の計画等に従い、下記の措置を講ずる必要があります。

■事前措置の内容とその主な留意点

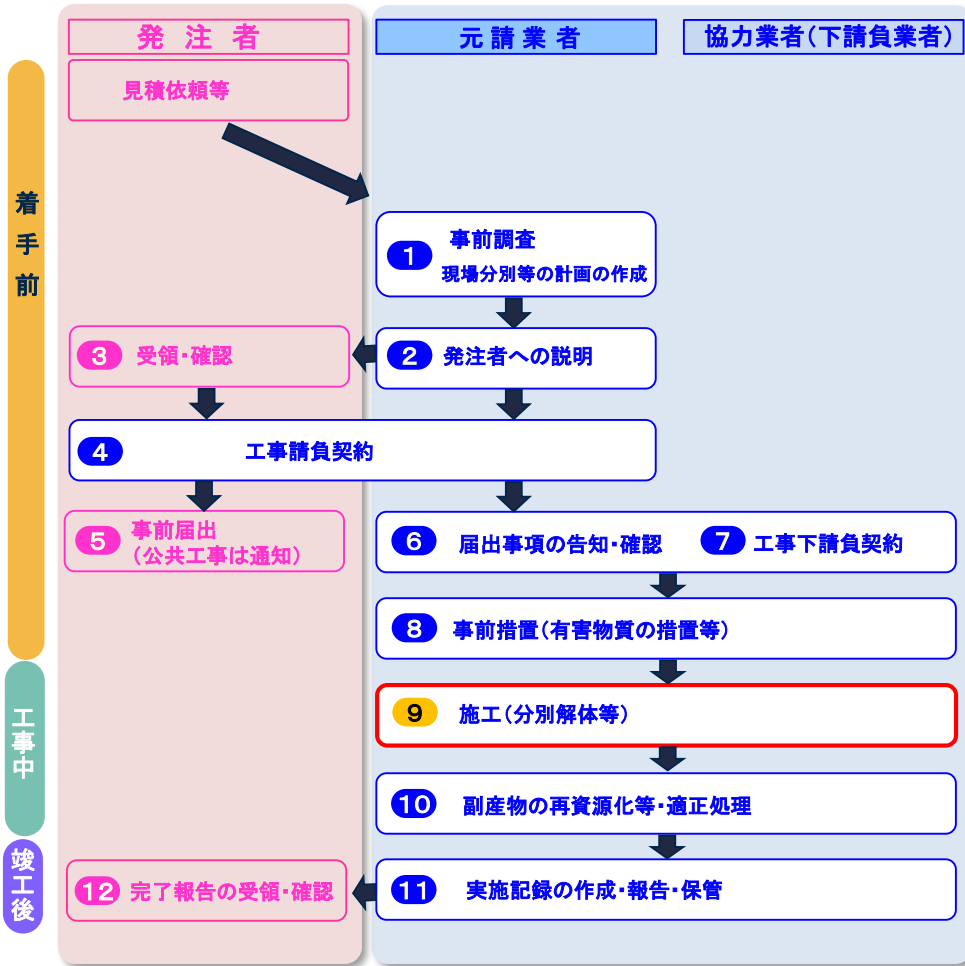
- ①作業場所の確保
- ②搬出入経路の確保
- ③残存物品の搬出の確認(発注者が処理)(解体、増築・修繕・模様替え工事の場合のみ)
- ④付着物等の除去(解体、増築・修繕・模様替え工事の場合のみ)
 - ・労働安全衛生法、大気汚染防止法により粉塵等の飛散防止措置を講じる必要が
あります。

●残存物品の処分では、発注者は以下の法律も確認し、適切に処分する必要があります。

- ・廃棄物処理法
- ・家電リサイクル法、小型家電リサイクル法
- ・フロン排出抑制法
- ・PCB廃棄物特別措置法など

2. 建設リサイクル法の標準的な手続きの流れ

建設リサイクル法の標準的な手続きフロー



⑨ 施工(分別解体等)

建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートを現場で分別しなければなりません。
(建リ法第9条第1項、同条第2項、建リ法施行規則第2条第1項4号、同第3～第7項)

1. 施工時の体制

- ①建設業許可においては、**監理技術者又は主任技術者**、解体工事業者においては、**技術管理者**を設置して、技術的な管理を行わせる必要があります。
- ②建設業許可または解体工事業者登録の**標識**を掲示しなければなりません。

2. 分別解体

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するため、また、その他の副産物についても再資源化または適正処理を確保するために必要な分別をできるよう、**建設リサイクル法の施工方法の基準**に従い分別解体する必要があります。

■ 施工方法の基準

● 建築物の解体工事

- ①建築設備、内装材その他の建築物の部分(建具、造作材等)の取り外し
- ②屋根ふき材の取り外し
- ③外装材並びに構造体力上主要な部分の取り壊し
- ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

● 工作物の解体工事

- ①さく、照明設備、標識その他の工作物に付属する物の取り外し
- ②工作物のうち基礎以外の部分の取り外し
- ③基礎及び基礎ぐいの取り外し

マンガでよくわかる解体工事
(元請編)P25



2. 建設リサイクル法の標準的な手続きの流れ

主任技術者・技術管理者

●主任技術者の設置 建設業法第26条

建設業者は、建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を置かなければならない。

●技術管理者の設置 建設リサイクル法第31条

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を選任しなければならない。

●技術管理者の職務 建設リサイクル法第32条

解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。

標識の設置

解体工事業者登録票(建設リサイクル法第33条)

別記様式第7号(第8条関係)

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

40センチメートル以上 (width)
35センチメートル以上 (height)

建設業の許可票(建設業法第40条)

様式第二十九号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 許可()第 号 知事
許可年月日	

25cm以上 (height)
35cm以上 (width)

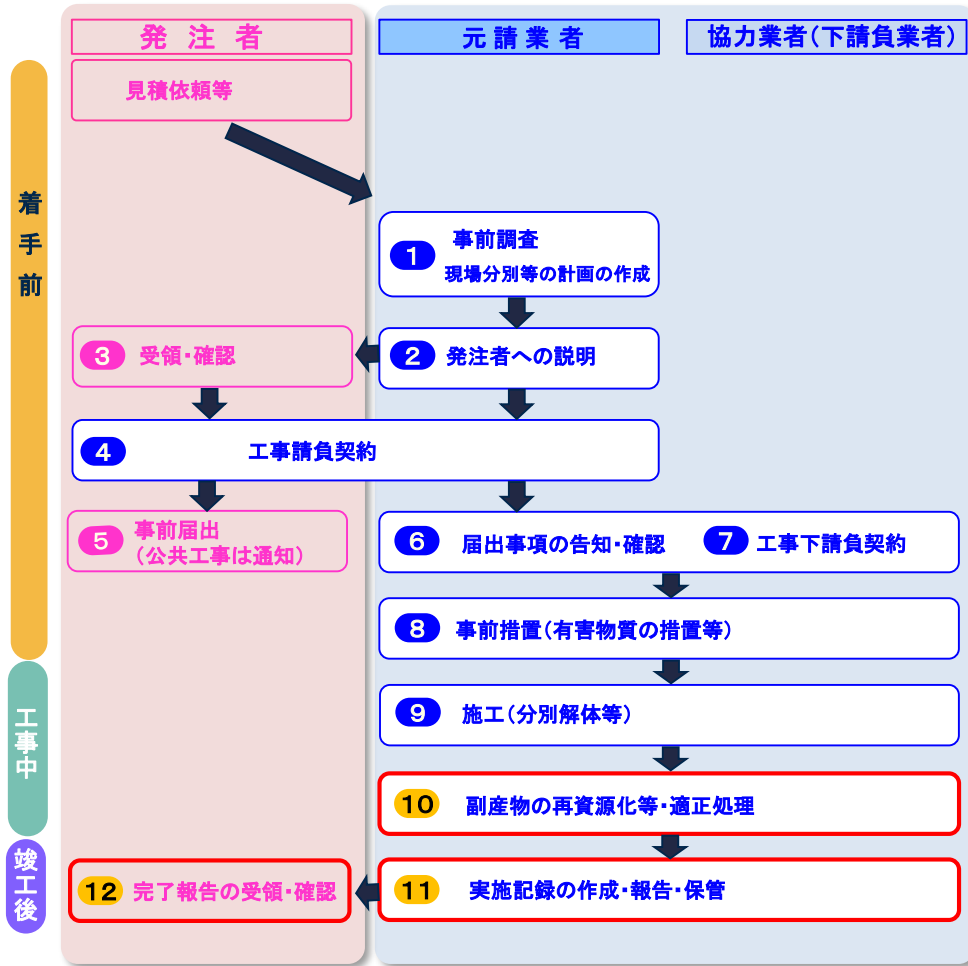
マンガでよくわかる解体工事(元請編)P22



建設リサイクル法の規定に基づく標識を掲げない者: 10万円以下の過料

2. 建設リサイクル法の標準的な手続きの流れ

建設リサイクル法の標準的な手続きフロー



⑩ 副産物の再資源化等・適正処理

建設リサイクル法の対象建設工事においては、分別解体等によって生じた特定建設資材について、再資源化をしなければなりません (建リ法第16条)

対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化しなければなりません。
 なお、木材についても再資源化をしなければなりません。工事現場から50kmの範囲内に再生資源化施設が無い場合等は、焼却等によりその容積を減らす縮減を行ってもよいこととなっています。しかし、縮減を選択する場合であっても、熱回収を行っている業者をできるだけ選んでください。


⑪ 実施記録の作成・報告・保管 ⑫ 受領・確認

建設リサイクル法の対象建設工事の再資源化等が完了したときは、その報告を発注者に書面で行い、その写しを保存しなければなりません。(建リ法第18条、建リ法施行規則第5条)

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを発注者に書面で報告しなければなりません。
 発注者はそれを受領・確認することが必要です。

- 報告事項
 - ①再資源化等が完了した年月日
 - ②再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ③再資源化等に要した費用



 記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者: 10万円以下の過料

3. 建設リサイクル法でよくある質問について

① 複数の工種にまたがる工事の場合の建設リサイクル法の対象建設工事の判断は？

それぞれの工種単位で対象建設工事であるかどうかを判断する。

一定規模以上の建設工事(対象建設工事)	
工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80㎡
建築物の新築・増築	延床面積 500㎡
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負金額 1億円
建築物以外の工事(土木工事等)	請負金額 500万円

(ただし、建築物の修繕・模様替等工事については、建築物の新築工事又は建築物の解体工事と同一契約により行う工事については、建築物の修繕・模様替等工事に係る部分も含めて、工事全体を建築物の新築工事又は解体工事として扱うこととする。)

② わずかしか特定建設資材廃棄物が発生しないような工事も対象となる？

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事の規模に関する基準以上であれば、特定建設資材廃棄物の発生量に関わらず対象建設工事となる。

4. ホームページの紹介

●建設リサイクル法に係る届出等に係る様式や窓口等について



技術管理課HP

二次元バーコード



●建設リサイクル法に係る届出等について



建築開発課HP

二次元バーコード



●解体工事業の登録等について



建設業課HP

二次元バーコード

